

3修理第40003号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称 クロスウィルメディカル株式会社

事業所の
所 在 地 新潟県新潟市東区紫竹卸新町 1808 番地 22

事業所の
名 称 クロスウィルメディカル株式会社

修理区分 動物用医薬品等取締規則第 136 条第 2 号の区分

許 可 の
有効期間 令和 3 年 10 月 20 日から
令和 8 年 10 月 19 日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

令和 3 年 10 月 20 日

農林水産大臣 金子 原 二 郎